

福祉バス 新旧運用の比較

	令和 7 年 3 月 3 1 日まで	令和 7 年 4 月 1 日から
使用可能団体	・ 高齢者団体（老人クラブなど） ・ 障がい者団体 ・ 社会教育関係団体 他	・ おおむね65歳以上の者で構成された団体 ・ 障がい者団体 ・ 社会教育関係団体 他
使用目的	高齢者・障がい者団体以外の団体は「親睦、懇親」による使用は不可	すべての使用団体が「親睦、懇親」による使用可能
使用制限	1 団体につき年度内に 3 回まで。（前回使用から 3 か月間は使用不可）	1 団体につき年度内に 2 回まで。（前回使用から 3 か月間は使用不可） 1 人につき年度内に 3 回まで。
受付方法	毎月初めのみ抽選。その他は随時受付。	変更なし
申請書・名簿	①申請書②運行経路 ③乗車名簿④帰着時指定給油場所	変更なし
保険	車両の保険のみ。乗客分は各人で負担。	変更なし
乗車定員、 最低乗車人数	定員28名、15名以上	定員22名（車いす 2 名含む）、11名以上 ※座席は20席
運行時間	9：00（集合場所）～17：00（解散場所）	9：00（市役所車庫出発）～17：00（市役所車庫到着）